

**第10回 歴史資料セッション開催趣旨文**  
**日本における公文書の保存問題**  
**—公文書の私蔵化が語る日本的公文書の残り方—**

東アジア近代史学会は、情報公開法の施行を前にした2000年度の研究大会より歴史資料セッションを設け、以来、歴史公文書を中心に東アジア諸国における歴史公文書の保存・管理・公開・利用に関する現状の把握と問題の所在を検討し、東アジア地域世界における歴史公文書の共用化を模索してきた。

そのなかで、各国における近代以降の歴史公文書の保存と公開・利用の状況を具に知るなかで、実は我が国の歴史公文書の保存・管理と公開・利用が、近隣諸国のなかで最も遅れていること、すなわち我が国は歴史公文書に関する後進国であり、しかもその後進性は極めて深刻な状況にあることを認識するに至った。つまり、我が国そのものが近隣諸国に歴史公文書の共用化を求めることができる状態にはないことを知ったのである。

このため、我が国の歴史公文書の保存・管理と公開・利用に関する後進性の打開と克服に向け、本学会では2003年度の研究大会から多角的で抜本的な検討を継続して行ってきた。昨年度もその一環として「日本における公文書の管理と公開の現状と問題点—法制度とその運用を中心に—」をテーマとしてシンポジウムを開催し、1999年に制定された「国立公文書館法」から2011年に施行される「公文書等の管理に関する法律」まで、公文書の管理に係わる法律の立法趣旨とその内容について、法律家の視点を交えて問題の所在とその検討を行った。

一方、昨年秋の政権交代以降、核の持ち込みに関する日米密約が再び話題に上った。この事件は、国家と国民の命運にかかわる重大な政治的取り決めが政府関係者と政権政党関係者並びに外務省間で隠蔽されていた事実を国民の前に明らかにしたことは言うまでもないが、それと共に国家と国民の運命を左右するほど重要な外交文書が所管官庁に「公文書」として伝わらず、当時の首相個人の手元に私蔵化され私文書として残された実態を、図らずも明らかにしたのである。しかし、歴史学界をはじめ政治家やマスコミを含む日本の社会は、この事件について外交政策情報とそれを記した外交文書の隠蔽にのみに関心を寄せ、国家と国民の財産である「公文書」、しかも国家間の機密に属する「外交文書」そのものを、元首相とはいえ私人が私蔵化していたことについて、あまり大きな関心を示してはいない。この事実から我々は、我が国における公文書を巡る問題の深刻さを再確認すると共に、国家と国民の財産である「公文書」の管理と保存の問題は、その本質に於いて民主主義の質を考える上で重要な手がかりになるということ改めて認識するものである。

以上のようなことから、本年度の歴史資料セッションでは歴史公文書の伝来と国民の知る権利の視点から三氏による報告をお願いした。

檜山幸夫「近代日本の公文書管理の実態－内閣文書・外交文書・陸軍文書を事例に－」(仮題)は、伊藤博文の「秘書類纂」に綴り込まれた日清休戦条約に関する閣議書などから見えてくる公文書管理の実態、および台湾軍参謀宮本照明の文書中にある陸軍機密費関連文書から陸軍の文書管理の実例を見ることから、公文書の私文書化こそが近代日本の公文書管理の特質の一つであり、源流であることを論じ、それを前提とした公文書管理制度の構築の必要性を提起する。

佐道明広「公文書の『扱い方』に見る政治文化－日本的統治のあり方をめぐって－」(仮題)は、「核密約問題」から見えてくる情報管理の在り方と行政の作法を問い、それを踏まえて旧防衛庁に関連した「海原文書」と「久保文書」を事例に、日本における文書保存・文書管理システムと統治のあり方を論じる。

藤井賢二「公開された日韓会談の記録について」は、日韓両国政府の情報公開により日韓両国民が「竹島問題」を含め日韓条約妥結への過程を知ることとなった事実から、日韓両国政府の外交担当者の外交文書公開への姿勢と外交問題との関連について検討し、公文書の私文書化についても日韓の違いについて触れ、公文書の保存制度について考える。

以上三報告を前提に、国民の知る権利とはどのようなものかということについて検討を試みたい。この問題については、それぞれの立場で検討することが求められるが、本学会としては、歴史研究者という視点から検討していきたい。